

第4章 基本的施策

【発生予防】

1. 教育の振興等

(1) 小学校から高等学校、大学における教育の推進

- ・ 未成年者に対し、薬物乱用・喫煙対策と併せてアルコール健康障害に関する健康教育の、教材作成及び指導者研修を実施します。
【教育庁、学校、学校医、学校歯科医、学校薬剤師】
- ・ 教科等においては、学習指導要領に則り、体育科・保健体育科をはじめ、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等の関連を図りながら、児童生徒の発達段階を考慮し、未成年者の飲酒が及ぼす身体への影響等について教育活動全体を通じて指導を行います。【教育庁】
- ・ 飲酒が薬物乱用のゲイトウェイドラッグ（入門薬物）になっていることから、飲酒による依存症について学習するとともに、薬物乱用防止教室において、未成年の飲酒の防止について指導を行います。【教育庁】
- ・ 青少年向け予防教育のため、大学入学オリエンテーション等において、飲酒による健康への影響や節度ある飲酒量、アルコールハラスメント防止等、正しい情報を提供します。（アルコールのみに特化せず、ギャンブルや薬物依存等も含めた予防教育を実施）
【長崎こども・女性・障害者支援センター】

(2) 自動車教習所等における教育の推進

- ・ 各自動車学校において実施される、飲酒運転の禁止等に係る教習が適正に実施されるよう指導監督します。
【警察】
- ・ 更新時講習において、教材を配布するなどして、飲酒運転の等の周知を図ります。
【警察】

(3) 家庭に対する啓発の推進

- ・家庭における未成年者の飲酒を防止するために、児童・生徒の保護者向けの啓発資料により周知を図ります。【こども家庭課】

(4) 職場教育の推進

- ・企業、団体に対して、飲酒運転の危険性等について交通安全教育を実施するとともに、飲酒運転根絶の高揚を図るため、飲酒運転根絶宣言当の取組を促します。【警察】

2. 不適切な飲酒の防止

(1) 未成年者への対策

- ・県内の少年センターと連携し、飲酒の少年を発見したときには、少年を補導のうえ、健全育成上必要な助言を行うとともに、保護者等に指導を促します。【こども未来課】
- ・酒類を提供する営業者や風俗営業者等に対し、未成年への酒類提供の禁止の周知を図ります。【警察】
- ・酒類を飲用する少年を発見した際は、補導の上、当該少年に飲酒の中止を命じ、健全育成上必要な助言を行うとともに、保護者等に指導を促します。【警察】
- ・アルコール販売店での年齢確認の徹底など、未成年者に飲酒をさせない、アルコールを提供させない社会的な取組を推進するためのパンフレット作成・配布します。【県関係課、保健所、市町】

(2) 妊産婦への対策

- ・妊婦への教育や健診の場などを利用し、妊娠・出産に及ぼすアルコールの悪影響についての教育、パンフレット等を作成します。
【県関係課、市町】
- ・女性に特有なアルコールによる健康障害について、資料・テキスト作成、講演の開催等による啓発を行います。【県関係課、市町】
※重点対象者：毎日飲酒する人の割合が増加している40歳以上の女性

(3) その他のハイリスク者等への対策

- ・飲酒による身体的・精神的健康障害（生活習慣病・依存症・うつ病・認知症等）、急性アルコール中毒の危険性及び「許容量を守った節度ある適度な飲酒（低リスク飲酒）」に関して、広報誌・インターネット・マスメディアを通じた情報提供及びパンフレットを作成します。

（重点対象者：認知度が低く、全国的に急性アルコール中毒発症率が高い20歳代、飲酒習慣率が高い40歳代～60歳代男性）

【市町、県関係課、保健所】

3. 広報・啓発の推進

(1) 飲酒によるリスクに関する知識の普及啓発

- ・飲酒に伴うリスクやアルコール依存症について正しく理解してアルコールと付き合っていける社会をつくるため、未成年者に対して広報・啓発を行います。【こども家庭課】
- ・市町での母子健康手帳発行時、アルコールが胎児に及ぼす影響や妊婦の心身への影響等について啓発を図ります。【こども家庭課】
- ・各市町、長崎県青少年育成県民会議等と連携し、「青少年の非行・被害防止全国強調月間（7月）」「子ども・若者育成支援強調月間（11月）」において、酒類販売店等に年齢確認の徹底を依頼するなど、酒類の未成年者に対する販売等の防止に向けた広報・啓発を推進します。
【こども未来課】
- ・市町、学校における啓発資料等の配布・貸出を行います。
【市町、県関係課、保健所】

(2) アルコール依存症に関する知識の普及啓発

- ・アルコール依存症について正しく理解して家族等が本人へ適切な対応をしていけるように、「アルコール・薬物・ギャンブルの問題でお困りの方へ」（リーフレット）を作成し、会議や研修会、相談対応時等に配布します。【長崎こども・女性・障害者支援センター】

(3) 飲酒運転防止に関する普及啓発

- ・飲酒運転の危険性及びアルコールが運転に与える影響等に係るチラシを配布します。【警察】
- ・飲酒運転の未然防止に係る広報啓発のため、ハンドルキーパー運動の普及啓発及び酒類提供飲食店等に対する訪問活動を行います。(ハンドルキーパー運動：自動車で飲食店に来て飲酒する場合、仲間同士や飲食店の協力を得て飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人は酒を飲まず、仲間を安全に自宅まで送り、飲酒運転事故を防止する運動)【警察】

【進行予防】

1. 健康診断及び保健指導

- ・健康診断等でアルコール健康障害を来たす恐れがあるとされた者に対し、市町等から、適切な医療機関を紹介する他、必要に応じて保健所や長崎こども・女性・障害者支援センター、自助グループ等を紹介するなど、進行予防及び回復へ向けた支援の情報提供を行うとともに、その家族への相談支援を行います。
【市町、保健所、長崎こども・女性・障害者支援センター】

2. アルコール健康障害に係る医療の充実等

- ・アルコール依存症への適切な医療を提供できる専門医療機関について、国の指定要件を踏まえたうえで、県連携拠点を担う医療機関を県内で1ヶ所以上指定します。また、地域連携拠点を担う医療機関を各二次医療機関に1ヶ所以上指定します。【障害福祉課】
- ・医療機関に対しアルコール健康障害に関する研修会の開催等により、かかりつけ医、産業医、救急医療機関と専門医療機関や相談機関との連携の強化を図ります。【障害福祉課】
- ・県民が相談や受診をしやすい環境づくりのため、保健所、市町の相談窓口及びアルコール依存症の専門医療機関等の治療機関について、ホームページなどを用いて周知を図ります。【県関係課】

3. 飲酒運転等をした者に対する指導等

(1) 飲酒運転をした者に対する指導等

- ・飲酒運転による免許停止者及び免許取消者に対し、教材等を用いて、飲酒運転の危険性等について講習を実施します。【警察】
- ・飲酒運転による免許取消者講習の受講者に対し、アルコール障害識別テスト、過剰飲酒の弊害等による講習を実施するとともに、アルコール依存症の疑いがある者に対しては、断酒会、医療機関を紹介します。【警察】

(2) 暴力・虐待をした者に対する指導及び自殺未遂者等に対する支援

- ・アルコール依存症が疑われる場合は、必要に応じ、保健所、長崎こども・女性・障害者支援センター等を中心として、地域の関係機関が連携し、本人・家族に対してアルコール依存症専門医療機関や自助グループ等を紹介するなど、適切な支援につなぐための取組みを推進します。
【保健所、長崎こども・女性・障害者支援センター】
- ・アルコール依存症が自殺の危険因子の一つであることに鑑み、その背景にある社会的・経済的要因の視点も踏まえつつ、関係機関と連携し、自殺対策を推進します。
【障害福祉課、保健所、長崎こども・女性・障害者支援センター】

4. 相談支援等

- ・アルコール問題の相談先や自助グループ等のリーフレットを配布します。また、長崎こども・女性・障害者支援センターに依存症専門相談員を配置します。【長崎こども・女性・障害者支援センター】
- ・アルコール依存症当事者及びその家族を対象に電話や来所相談を実施します。また、相談者の状況に応じて医療機関、自助グループ等の紹介等を行います。
【保健所、長崎こども・女性・障害者支援センター】
- ・保健所や市町、関係機関に対し、依存症相談窓口担当者研修等を行うことにより、相談支援を行う人の人材育成を図ります。
【長崎こども・女性・障害者支援センター】

【再発予防】

1. 社会復帰支援

- ・アルコール依存症が回復する病気であること等を、社会全体に啓発し、アルコール依存症に対する理解を促します。【障害福祉課】
- ・依存症回復トレーニングプログラムを実施し、必要に応じ、専門医療機関や自助グループへのつなぎを行います。
【長崎こども・女性・障害者支援センター】
- ・アルコール依存症の回復支援にあたっては、それぞれの問題に配慮した対応が求められることから、関係機関との情報共有等による連携を進めます。【各機関】

2. 民間団体の活動に対する支援

- ・自助グループの活動等に対する支援を推進します。
【保健所、長崎こども・女性・障害者支援センター】
- ・アルコール関連問題に関する啓発等を推進するにあたって、より効果的な取組みを推進するため、民間団体との連携を進めます。【各機関】

3. 相談支援等（再掲）

- ・アルコール問題の相談先や自助グループ等のリーフレットを配布します。また、長崎こども・女性・障害者支援センターに依存症専門相談員を配置します。【長崎こども・女性・障害者支援センター】
- ・アルコール依存症当事者及びその家族を対象に電話や来所相談を実施します。【保健所、長崎こども・女性・障害者支援センター】
- ・保健所や市町、関係機関に対し、依存症相談窓口担当者研修等を行うことにより、相談支援を行う人の人材育成を図ります。
【長崎こども・女性・障害者支援センター】